

「東京都における今後の消費生活行政の展開について」（答申）に係る対応について

平成26年12月の審議会答申「東京都における今後の消費生活行政の展開について」を受け、都では以下のような対応を進めています。

1 悪質事業者への対応強化

(1) 消費生活条例の改正

不適正な取引行為を行っている事業者の取締りの強化のため、禁止命令の対象取引の追加や立入調査権限の強化等、東京都消費生活条例を改正

東京都議会平成27年第1回定例会に上程し、可決
平成27年3月31日公布、平成27年7月1日施行

施行に当たり、関係事業者団体等へ周知

- ・条例改正に係るリーフレット（参考資料⑤） 20,000部作成
- ・広報東京都6月号、東京くらしねっと7月号に記事掲載予定

(2) 美容医療に係る不適正な取引行為

美容医療に係る不適正な取引行為等について、消費者委員会の専門調査会において特定商取引法における対応を調査審議

都は、上記動向を踏まえ、今後検討

2 消費者教育の推進

消費者教育を関係諸団体と連携して行う機運を高め、消費者教育の更なる推進を図るため、消費者団体、事業者・事業者団体の責務及び消費者の役割の規定等、東京都消費生活条例を改正

東京都議会平成27年第1回定例会に上程し、可決
平成27年3月31日公布、平成27年4月1日施行

3 消費者被害救済の充実

集団的消費者被害回復訴訟制度の主体である特定適格消費者団体との連携等のあり方

消費者庁においては、特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会報告書を公表、今後、本報告に基づき、ガイドライン等を策定予定

都は、消費者庁の動向を踏まえつつ、今後、特定適格消費者団体が業務を適正に遂行するために必要な財政支援・情報支援などの具体的な内容を検討。併せて国へも必要な支援策を講じるように提案予定